



発行 新潟県  
**第 43 号**  
 平成25年6月4日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 769 クリーニング業法による研修及び講習の指定（生活衛生課）
- 770 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 771 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 772 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 773 平成25年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会公告

- 平成26年度使用教科書展示会の開催（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第769号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 研修及び講習の主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 井元 弘）
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体
  - (1) 名称  
公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター
  - (2) 所在地  
新潟市中央区東大畑通1番町490-13
- 3 研修及び講習の種類及び日程、科目等
  - (1) 第1型研修及び講習
    - ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	平成25年9月11日（水）	新発田市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	平成25年9月25日（水）	南魚沼市	

講習	平成25年10月22日(火)	長岡市	クリーニング所の業務に従事する者
	平成25年11月10日(日)	新潟市	
	平成25年9月11日(水)	新発田市	
	平成25年9月25日(水)	南魚沼市	
	平成25年10月23日(水)	長岡市	
	平成25年11月9日(土)	新潟市	

## イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生(1時間)
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し(1時間)
- ・ 洗濯物の処理(1時間)
- ・ 繊維及び繊維製品(1時間)
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

## (2) 第2型研修及び講習

## ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

	受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研修	平成25年8月12日(月) ～平成25年8月30日(金)	平成25年9月27日(金)	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、離島に居住する者(佐渡市)
講習	平成25年8月12日(月) ～平成25年8月30日(金)	平成25年9月27日(金)	クリーニング所の業務に従事する者であって、離島に居住する者(佐渡市)

## イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

## 4 受講料

## (1) 研修

1人 5,000円

## (2) 講習

1人 4,500円

## ◎新潟県告示第770号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
末武 亜紀	眼科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	H25.5.1	第15条第1項の医師に指定した
阿部 英明	脳神経外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
野澤 優次郎	内科	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14	〃	〃

金子 洋	内科	石曽根医院	五泉市石曽根7990	〃	〃
牧野 達夫	整形外科	立川綜合病院	長岡市神田町3-2-11	〃	〃
金子 昌弘	小児科	国立病院機構新潟病院	柏崎市赤坂町3-52	〃	〃
壹岐 千怜	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	〃	〃
山本 達郎	眼科	立川綜合病院	長岡市神田町3-2-11	〃	〃
坂田 佑輔	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177-1	〃	〃
小嶋 智子	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177-1	〃	〃
信下 智広	泌尿器科	佐渡綜合病院	佐渡市千種161	〃	〃
林 和直	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
樋口 涼子	耳鼻咽喉科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
小池 佑佳	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
関口 展代	内科	上越地域医療センター 病院	上越市南高田町6-9	〃	〃
内藤 舞	消化器内科	上越地域医療センター 病院	上越市南高田町6-9	〃	〃
青木 悟	脳神経外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	〃	〃
古賀 良生	整形外科	二王子温泉病院	新発田市虎丸452	〃	〃
小野 茂樹	耳鼻咽喉科	小野耳鼻科医院	胎内市大川町15-10	〃	〃
大橋 伯	小児科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
吉川 成一	内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
土屋 昭夫	耳鼻咽喉科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
池田 哲彦	神経内科	国立病院機構新潟病院	柏崎市赤坂町3-52	〃	〃

## ◎新潟県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年6月4日

新潟県柏崎地域振興局長

## 1 退任

理事 柏崎市大字水上467番地 山波 家希

退任年月日 平成25年5月22日

## ◎新潟県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の吉川土地改良区の定款の変更を平成25年5月24日認可した。

平成25年6月4日

新潟県上越地域振興局長

## ◎新潟県告示第773号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画（平成25年4月19日新潟県告示598号）を次のとおり変更する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-15計画区・第06-16計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第14-12-1計画区及び第14-13-1計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区及び市街第7計画区	〃
見附市	見附市の第2計画区及び第3計画区	〃
村上市	村上市の山第35計画区・山第36計画区・山第32-2計画区・朝第28計画区・朝第28-3計画区・朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・神第30計画区・神第31計画区及び村上計画区	平成25年5月23日から平成26年3月31日まで
燕市	燕市の第36計画区・第37計画区・第38計画区及び第39計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第18計画区・第20計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第34計画区・第35計画区・第36-1計画区及び第36-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第48計画区・第49計画区・第50計画区及び第51計画区	〃

魚沼市	魚沼市の第6計画区・第14-1計画区・第19-1計画区・第41-1計画区・第41-2計画区・第50計画区・第7計画区・第8計画区・第9計画区・第S14計画区・第S10計画区及び第S11計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第38計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区	〃
田上町	第1計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第08計画区・第09計画区及び第11-2計画区	〃
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・及び第14-6計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区	〃

## 公 告

### 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人関川水辺クラブ
- 3 代表者の氏名  
小林 正夫
- 4 主たる事務所の所在地

上越市高土町1丁目8番3号

5 定款に記載された目的

- (1) 関川とその流域の川と親しみ、地域の歴史や風土・文化を見つめ直すことを通じ、河川環境の保全と創造についての流域住民意識の高揚に資すること。
- (2) 住民が自発的に参画する活動を通じて、産・学・官とのパートナーシップの実現をめざすこと。
- (3) 関川水系の住民による河川環境保全の活動を進め、河川管理や環境創造に関して提言すること。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) (1)～(4)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人関川水辺クラブと称す。</p> <p>(入会) 第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会届を理事長に提出することにより、任意に入会できるものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会費等) 第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(除名) 第11条 (略) (1) <u>法令、又はこの定款に違反したとき</u> (2) (略)</p> <p>(種別および定数) 第13条 (略) (1) 理事 10名以内 (2) 監事 2名以内</p> <p>2 (略) 3 <u>理事のうち1人を事務局長とする。</u></p> <p>(任期等) 第16条 役員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の決算期に関する通常総会の終結までとする。ただし、2年を超えることはできない。</u> 2 <u>前項ただし書にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p>	<p>(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人関川水辺クラブと<u>いう</u>。</p> <p>(入会) 第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める<u>入会申込書により、理事長に申し込むものとし、</u>理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会費等) 第8条 会員は、<u>総会</u>において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(除名) 第11条 (略) (1) この定款等に違反したとき (2) (略)</p> <p>(種別および定数) 第13条 (略) (1) 理事 10名 (2) 監事 2名</p> <p>2 (略)</p> <p>(任期等) 第16条 役員の任期は<u>1年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第20条 (略)

2 (略)

(機能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画および活動予算並びにその変更

(5) 事業報告および活動決算

(6) (略)

(7)、(8) (略)

2 (略)

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

3 理事、正会員及び賛助会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員及び賛助会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 (略)

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び賛助会員はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び賛助会員を代理人として表決を委任することができる。

3 (略)

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員及び賛助会員総数並びに出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、正会員及び賛助会員

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第20条 (略)

2 理事のうち1人が事務局長を兼任する。

3 (略)

(機能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画および収支予算並びにその変更

(5) 事業報告および収支決算

(6) (略)

(7) 会費の額

(8)、(9) (略)

2 (略)

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

(表決権等)

第29条 (略)

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び賛助会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び賛助会員を代理人として表決を委任することができる。

3 (略)

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員及び賛助会員総数および出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

全員が書面による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときには会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3、4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(事業計画および予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときには会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3、4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(事業計画および予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第



<p>3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解散) 第50条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>破産</u>手続開始の決定 (6) 所轄庁による<u>設立</u>の認証の取り消し 2、3 (略)</p>	<p>3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解散) 第50条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>破産</u> (6) 所轄庁による認証の取り消し 2、3 (略)</p>
---	--

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人新発田市手をつなぐ育成会
- 3 代表者の氏名  
籠島 由美子
- 4 主たる事務所の所在地  
新発田市五十公野4970番地2 老人福祉センター金蘭荘内
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害がある本人とその家族が、生まれたこの町で心地よく暮らし続けるために必要な支援に関する事業を行い、障害福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 街づくりの推進を図る活動
  - (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (5) 環境保全を図る活動
  - (6) 災害救援活動
  - (7) 地域安全活動
  - (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - (9) 国際協力の活動
  - (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (11) 子供の健全育成を図る活動
  - (12) 団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑬ (略) ⑭ <u>放課後等デイサービス事業</u></p>	<p>(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑬ (略)</p>

⑮ 地域活動支援センター事業 ⑯ 福祉有償運送事業 ⑰ 生活介護事業 ⑱ 行動援護事業	
--	--

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人海レクサポートせいろ
- 3 代表者の氏名  
小林 憲雄
- 4 主たる事務所の所在地  
北蒲原郡聖籠町大字網代浜 1612 番地 5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、聖籠町の海で釣り、プレジャーボート、セーリング、サーフィン、海水浴等のレジャーを楽しむ人たち並びに地元町民に対して、相互の情報交換と交流を深めるための事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 災害救援活動
  - (5) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(特定非営利活動の種類)	(特定非営利活動の種類)
第4条 (略)	第4条 (略)
① (略)	① (略)
② 観光の振興を図る活動	②～⑤ (略)
③～⑥ (略)	
(事業)	(事業)
第5条 (略)	第5条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
①～⑥ (略)	①～⑥ (略)
⑦ 観光振興に関する受託事業	⑦ (略)
⑧ (略)	(2) (略)
(2) (略)	①、② (略)
①、② (略)	
2 (略)	2 (略)

<p>(権能)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>① 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>② 事業報告及び活動決算</p> <p>③～⑨</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 総会で事業計画及び活動予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって総会終了後速やかに代表理事が事業計画及び活動予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合総会での再度の議決を必要としないものとする。</p> <p>3 代表理事は、前項の変更された事業計画及び活動予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。</p> <p>4 本法人は、第1項の総会の承認を得るまでの間は、第22条第1項の規定に関わらず理事会が議決した事業計画及び活動予算をもって事業を行うことができるものとする。</p> <p>5 第1項に規定した事業計画及び活動予算の変更は、総会の議決を経て行う。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第38条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書(以下、「事業報告書等」という。)は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(権能)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>① 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>②～⑧</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 総会で事業計画及び収支予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって総会終了後速やかに代表理事が事業計画及び収支予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合総会での再度の議決を必要としないものとする。</p> <p>3 代表理事は、前項の変更された事業計画及び収支予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。</p> <p>4 本法人は、第1項の総会の承認を得るまでの間は、第22条第1項の規定に関わらず理事会が議決した事業計画及び収支予算をもって事業を行うことができるものとする。</p> <p>5 第1項に規定した事業計画及び収支予算の変更は、総会の議決を経て行う。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第38条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(以下、「事業報告書等」という。)は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
---	---

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ネプライザーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月4日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ネブライザー 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年7月31日(水)

## (4) 納入場所

新潟県立十日町病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年6月11日(火)午後3時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月14日(金)午前11時00分

新潟県立十日町病院3階講堂

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、保育器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月4日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

保育器 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年7月31日（水）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年6月11日（火）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月14日（金）午前11時30分

新潟県立十日町病院3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会公告

平成26年度使用教科書展示会の開催について（公告）

平成26年度使用教科書展示会を次のとおり開催する。

平成25年6月4日

新潟県教育委員会委員長 栗田 修行

採択地区、会場、開催期間等

平成26年度使用教科書展示会一覧

採択地区	会場 (センター名)	教科書別	開催期間 開館時間	閉館日	住所	電話	直接監理者	責任者
第1地区	上越市教育プラザ (上越教科書センター)	小中高	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:30～18:00	土曜日 日曜日	上越市大字 下門前593	025-545 -9247	村山信一	上越教育事務所長
	わくわくランド あらい	小中	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 13:00～17:15 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	妙高市関川 町2-8-32	0255-70 -1315	川上 晃	〃
	糸魚川市役所	小中	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:00～18:00 土曜日 13:30～16:30	日曜日	糸魚川市一 の宮1-2-5	025-552 -1511	竹田正光	〃

第2地区	長岡市教育センター (長岡教科書センター)	小中高	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	開催期間中はなし	長岡市三和 2-8-20	0258-32 -3716	笠原 徹	中越教育事務所長
	長岡市立中央図書館	小中高	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～19:00	月曜日	長岡市学校 町1-2-2	0258-32 -0658	笠原 徹	〃
第3地区	柏崎市立教育センター (柏崎教科書センター)	小中高	6月14日(金)～7月12日(金) 平日 9:30～17:00 土曜日 9:30～12:00	日曜日	柏崎市大字 軽井川4803 -2(新潟産業大学内)	0257-23 -4591	橋爪徳仁	〃
第4地区	三条市役所栄庁舎 (三条教科書センター)	小中高	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	三条市新堀 1311	0256-45 -4111	長谷川 正二	〃
	三条市立図書館	小	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00	6/17(月)	三条市元町 1-6	0256-32 -0567	高須陽介	〃
第5地区	魚沼市立小出小学校 (小出教科書センター)	小中高	6月14日(金)～7月12日(金) 平日 8:30～16:30 日曜日 8:30～16:30	6/15(土)6/16(日)6/22(土)6/24(月)	魚沼市佐梨 1060	025-792 -0041	佐藤吉宏	〃
第6地区	十日町情報館 (十日町教科書センター)	小中高	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～17:00	6/24(月)	十日町市寅 甲508	025-750 -5100	林 克宏	〃
第7地区	燕市教育センター (燕教科書センター)	小中高	6月14(金)～6月28日(金) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	燕市杣木2	0256-92 -1111	山田公一	〃
第8地区	新潟市立総合教育センター (新潟教科書センター)	小中高特別支援	6月14日(金)～6月28日(金) 平日 9:30～17:30 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	開催期間中はなし	新潟市西蒲区旗屋585-1(新潟市西蒲区役所西川出張所内)	0256-88 -7444	吉原修英	下越教育事務所長
第9地区	新発田市生涯学習センター (新発田教科書センター)	小中高	6月14日(金)～6月30日(日) 平日 9:00～20:00 土曜日 9:00～20:00 日曜日 9:00～20:00	月曜日	新発田市中 央町5-8-47	0254-26 -7191	岡田正栄	〃

第10地区	村上市立村上小学校 (村上教科書センター)	小中	6月14日(金)～7月3日(水) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	村上市三之町2-41	0254-53-2249	遠藤友春	”
	村上市教育情報センター内 中央図書館	小中	6月14日(金)～6月29日(土) 平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	村上市田端町4-25	0254-53-7511	遠藤友春	”
第11地区	五泉市立図書館 (五泉教科書センター)	小中	6月14日(金)～6月27日(木) 平日 9:30～18:30 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	五泉市郷屋川1-1-8	0250-43-3110	星野 弘	”
第12地区	佐渡島開発総合センター	小中高	6月13日(木)～7月2日(火) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	佐渡市両津湊198	0259-27-2111	山川辰也	”

(注) 次表左欄に掲げる採択地区の高等学校用教科書展示会場は、当該右欄に掲げる会場とする。

一般図書（特別支援学校・学級用）の移動展示会

採択地区	会場
第1地区	上越市教育プラザ
第10地区	新発田市生涯学習センター
第11地区	新発田市生涯学習センター

会場	開催期間
県立佐渡特別支援学校	6月3日～6月7日
県立上越特別支援学校	6月10日～6月14日
県立長岡聾学校	6月17日～6月21日
県立村上特別支援学校いじみの分校	6月24日～6月28日

※展示時間： 9:00～16:30 (最終日は9:00～15:00)